

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）（抄）（第一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>	<p>船舶の区分</p> <p>一 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）以上の船舶</p> <p>装置</p> <p>油水分離装置（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五条第一項に規定する油水分離装置をいう。以下同じ。）及びビルジ用濃度監視装置（技術基準省令第七条第一項に規定するビルジ用濃度監視装置をいう。以下同じ。）</p>	<p>船舶の区分</p> <p>一 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる地中海海域、バルティック海海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域（次号において「地中海海域等」という。）にあつては、総トン数四百トン）以上の船舶</p> <p>装置</p> <p>油水分離装置（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五条第一項に規定する油水分離装置をいう。以下同じ。）及びビルジ用濃度監視装置（技術基準省令第七条第一項に規定するビルジ用濃度監視装置をいう。以下同じ。）</p>
<p>二 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）未満の船舶</p> <p>油水分離装置（法第五条の三第二項ただし書の規定により燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合にあつては、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置）</p>	<p>二 総トン数一万吨（地中海海域等）にあつては、総トン数四百トン未満の船舶</p> <p>油水分離装置（法第五条の三第二項ただし書の規定により燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合にあつては、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置）</p>		

2・3 (略)	
2・3 (略)	

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）（抄）（第二条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（ビルジ等排出防止設備） 第四条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総トン数四百トン以上一万吨未満の船舶であつて専ら政令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）を航行するものには、前項に規定する装置のほかビルジ用濃度監視装置を設置しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>（ビルジ等排出防止設備） 第四条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総トン数四百トン以上一万吨未満の船舶であつて専ら政令別表第一の五に掲げる地中海海域、バルティック海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域を航行するものには、前項に規定する装置のほかビルジ用濃度監視装置を設置しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>